

道路運送法等の一部を改正する法律

○ 乗合旅客の運送に係る規制の適正化

背景

過疎化の進行や少子高齢化の進展を受け、コミュニティバスや乗合タクシー、デマンド交通など、地域のニーズに応じて乗合旅客の運送形態は多様化してきており、こうした運送サービスの普及を促進することにより旅客の利便の向上を図る必要がある

乗合事業に関する現行制度

事業区分

定期定路線以外の乗合運送は
「一般貸切旅客自動車運送事業」

- 定期定路線以外の乗合運送を行う場合には、貸切事業の許可を受けた上で、さらに乗合旅客の運送許可を受ける必要

運賃及び料金の規制

上限認可制

- 定期定路線の乗合運送は地域住民の日常生活との関連が極めて密接な公共性の高い事業であるため、不当に高額な運賃・料金設定を予め防止する必要

ニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、
旅客の利便を向上するため、乗合旅客の運送に係る規制の適正化を図り、
多様化する運送形態に柔軟に対応できる制度が必要

一般乗合旅客自動車運送事業の対象範囲の拡大

定期定路線以外の乗合運送についても
「一般乗合旅客自動車運送事業」に分類



コミュニティバス



乗合タクシー

運賃及び料金の規制の緩和

地方公共団体、地域住民等
地域の関係者の合意
が得られている場合



不适当に高額な運賃・料金設定
がなされ、旅客の利益を阻害
するおそれもない

上限認可制 → 事前届出制

ニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、
旅客の利便を向上

○自家用自動車による有償旅客運送制度の創設

背景

- ・過疎化の進行等により路線バスの撤退が進み、生活交通の確保が大きな課題
- ・少子高齢化の進展等により、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対する個別運送サービス(STS:スペシャル・トランSPORT・サービス)への需要急増
- 一般旅客自動車運送事業者によっては十分な運送サービスが確保できない場合に、市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送がこれを補完する役割を果たしており、今後その需要は更に増加

現行制度

- ・一般旅客自動車運送事業者によっては十分な運送サービスが確保できない場合には、地域の生活交通を確保する重要性にかんがみ、「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」として、自家用自動車による有償運送を例外許可
- 例) 市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送
- ・例外許可であるため、旅客の利便や輸送の安全の確保のための措置は法令上未整備

現在の道路運送法は、こうした新たな形態の運送サービスの普及を想定しておらず、需要の増加に対応して安全・安心な運送サービスの普及を促進していく上で十分な制度とはなっていない

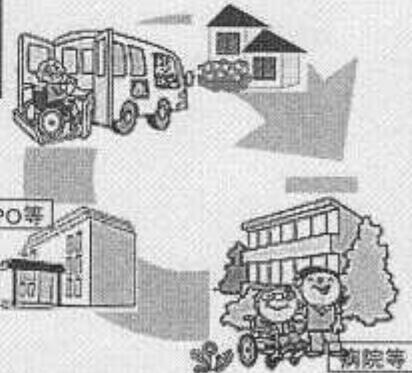
安全・安心な旅客運送サービスの普及が促進されるよう、自家用自動車による有償旅客運送に係る一般的な制度が必要

地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等
地域の関係者の合意が得られている場合



- ・一般旅客自動車運送事業者によることが困難
- ・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保する必要

市町村やNPO等による自家用自動車を使用した有償旅客運送が可能（登録制）



＜運行主体の遵守事項＞

- ・運送の対価の掲示、登録自動車である旨の車体表示
- ・運転者の要件、運行管理の体制
- ・その他旅客の利便・輸送の安全の確保措置 等

安全・安心な旅客運送サービスの普及を促進し、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保